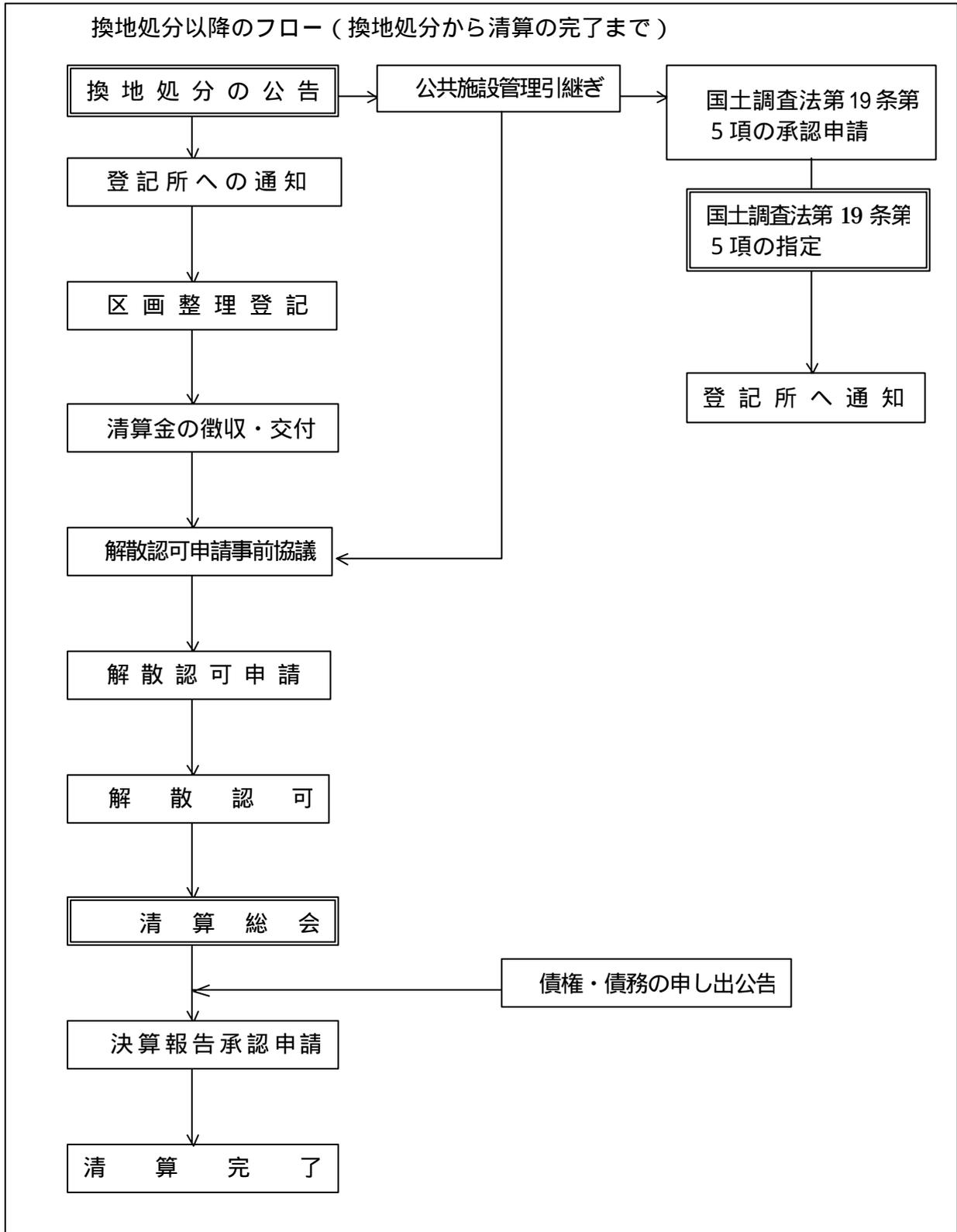


## 6 換地処分以降の手続き

6 換地処分以降の手續き



6 換地処分以降の手続き

項 目	作成要領と留意点
公共施設管理引継ぎ	<p>管理引継ぎについては管理者との協議を十分に行い、換地処分までに管理引継ぎを完了しておかなければならない。</p> <p>なお、各施設管理者で引継ぎ条件等があるので、事前に調整を行う必要がある。</p> <p>組合の軽減を負担する上で、換地処分以前でも工事が完了していれば、管理者へ引き継ぐことを検討すること。(法第106条第2項)</p> <p>組合が公共施設の管理移管を行うまでに生じる事故に対応するために保険に加入することが望ましい。</p>
登記所への通知	<p>換地処分の公告後、直ちに登記所に通知しなければならない。(様式 38 参照)</p>
区画整理登記	<p>換地処分の公告日の翌日から、区画整理登記が完了するまでの間、地区内の一般の登記が一時停止されることから、組合員に対し、十分説明を行うことが必要である。(様式 39 参照)</p> <p>宅地の権利証書について</p> <p>宅地の権利証書については、通常の換地及び分筆換地については、権利証書は、整理後も有効となるが、合併換地を行うと、新たな権利証書が作成されるので、組合員には、十分な説明を行う必要がある。</p>
清算金の徴収・交付	<p>清算金の徴収・交付が完了しないと解散できないので、解散認可の時期については、そのことを考慮して、手続きを進める必要がある。(様式 40 参照)</p>
解散認可申請事前協議	<p>解散認可申請事前協議については、清算金の徴収及び交付完了後、速やかに行う。</p> <p>組合解散による清算法人には、清算業務以外の業務を引き継がないものとし、組合で実施すべき業務等はすべて組合で終了するものとする。</p>
解散認可申請 解散認可	<p>解散認可申請必要図書一覧</p> <p>認可申請書(様式 41 参照)</p> <p>市町村長の進達書</p> <p>事業の完了を明らかにする書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換地処分の完了を証する書類(換地処分公告の写し)</li> <li>・登記完了を証する書類(登記完了通知の写し)</li> <li>・公共施設の管理引継ぎの完了を証する書類 (公共施設管理者からの引継ぎをした旨の通知の写し)</li> <li>・清算金の徴収交付を終了したことを証する書類 (清算金を徴収交付する者の住所氏名) (清算金の徴収交付完了年月日)</li> </ul> <p>債権者の同意(借入金がある場合) (債権者の同意書の写し)</p> <p>清算人の住所・氏名</p> <p>参考事項(様式 42 参照)</p> <p>1. 組合の財産、債権、債務の現況及び財産の処分方法(記載事項)</p>

6 換地処分以降の手続き

項 目	作成要領と留意点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 組合の財産状況について</li> <li>(2) 債権、債務の現況</li> <li>(3) 財産処分の方法</li> <li>(4) 保留地処分状況</li> <li>(5) 清算金徴収交付状況</li> <li>2. 事業完成までの経過（記載事項） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 組合設立年月日</li> <li>(2) 事業計画変更年月日</li> <li>(3) 最終の施行地区面積</li> <li>(4) 事業費総額</li> <li>(5) 保留地処分の開始、終了年月日</li> <li>(6) 工事着工年月日</li> <li>(7) 工事完了年月日</li> <li>(8) 仮換地指定年月日</li> <li>(9) 換地計画認可年月日</li> <li>(10) 換地処分年月日</li> <li>(11) 換地処分公告年月日</li> <li>(12) 公共施設管理引継ぎ年月日</li> <li>(13) 土地区画整理登記申請、完了年月日</li> <li>(14) 清算金の徴収交付額</li> <li>(15) 清算金の徴収交付開始、終了年月日</li> <li>(16) 組合員数（換地処分時の宅地所有者数、宅地借地者数）</li> </ul> </li> <li>3. 年度別事業費決算額（年度ごとの決算書の写しを添付）</li> </ul>
清算総会	<p>解散認可後、清算総会を開催すること。 財産目録の承認 残余財産処分の決定</p>
債権・債務の申し出公告	<p>債権請求申出催告の公告（官報掲載）の写し（債務不履行の確認） （様式 44 参照） 〔法第 51 条で準用する民法第 79 条第 1 項・民法施行法第 26 条〕</p>
決算報告承認申請	<p>決算報告申請必要図書一覧 承認申請書（様式 43・43-1 参照） 市町村長の進達書 決算報告書（記載事項等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 決算の概要</li> <li>2. 組合の解散時における財産及び債務の明細 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 財産の明細（換地清算徴収金、固定資産、流動資産その他財産についての明細）</li> <li>(2) 債務の明細（借入金、事業費、換地清算交付金その他債務の明細）</li> </ul> </li> <li>3. 債務の取立て及び債務の弁済の経緯</li> </ul>

6 換地処分以降の手続き

項 目	作成要領と留意点
	<p>(1) 債権の取立て（賦課金又は清算徴収金等の滞納金の徴収取立てをした経緯を説明）            (2) 債務の弁済（債務の明細ごとに弁済した経緯を説明）            4. 残余財産の処分の明細（残余財産収入及び支出の明細）            財産処分に関する規定（定款に定めがある場合）            財産処分に関する総会又は総代会の議事録謄本            決算報告の監査結果 原本証明必要</p>
<p>国土調査法第19条第5項の承認申請</p>	<p>確定測量の成果を得た場合は、次の様式により申請書を正副1部ずつ作成し、県知事を経由して国土交通大臣に申請して国土調査法第19条第5項の指定を受けるものとする。</p> <p>申請書（様式45）            総括表（様式46）            申請地域の位置図            申請地域の区域図兼出来形確認測量図            土地の種目別施行前後対照表（様式47）            基準点測量網図            次のいずれかの書類            イ 基準点測量精度管理表（様式48）            ロ 測量法第41条の規定による審査書の写し            申請書は背表紙付きのフラットファイルで提出すること            については、施行区域を赤で囲み、測量に使用した三角点、基準点とその名称を図面に落とす。            について            実施計画書様式に規定する設計図に図番号のほか、申請に係る確定測量図の区域界を一点鎖線で、概略の図郭線を細い実線で適宜記入し、更に申請地域の中心線を通る概略のX線座標線及びY線座標線を太い実線で適宜記入するとともに、当該各座標線の平面直角座標値を記入する。ただし、申請地域と施行地区が一致する場合には、区域界及び図番号の記入は要しない。            出来形確認測量の成果が確定測量と異なる場合は、出来形確認測量の成果により申請するものとする。            指定のあった旨の登記所への通知（様式49）            換地処分に伴う登記の申請時において、既に指定がなされている場合は、登記の申請書に指定書の写しを添付すれば通知は不要</p>

6 換地処分以降の手続き

